

特 約 条 項

第1条【借入金の交付方法等】

- ① この契約による借主の借入金の受領方法は、株式会社八十二長野銀行（以下、「貴行」という。）における借主名義の預金口座への入金の方法によるものとします。
- ② 貴行は、この契約による借主の借入金について、その借入金の入金がなされた借主名義の預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず、借主が振込依頼書で指図した振込金額を払い戻しのうえ、当該振込依頼書による振込金に充当することができるものとします。

第2条【利息・損害金】

- ① 借主は、次の方法により利息を支払うものとします。
元利均等返済方式による借入の場合は、利息は毎回返済部分および加算返済部分ごとに月割計算（（元金残高×年利率×月数）÷12）により算出し、各返済日に経過分を後払いします。なお、月数は、毎月部分は返済間隔の月数とし、加算部分は指定した加算返済月の間隔とします。なお、借入日から初回返済日までの期間が借入要項に定める元利金の返済間隔に満たない場合には、1年を365日とした日割計算によるものとします。ただし、初回または最終回返済額（加算返済を含む）は、利息計算の端数処理のため毎回の返済額と異なる場合があるものとします。
また、措置期間中の利息、分割借入期間中の利息についても、前記と同様の方法により計算し、各返済日に支払うものとします。
- ② 借主は、債務の履行を怠った場合には、支払うべき金額につき年14%（1年を365日とした日割り計算）の割合による損害金を支払うものとします。

第3条【元利金返済額等の自動支払】

- ① 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が貴行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- ② 貴行は、各返済日に預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、貴行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することとなります。
- ③ 第1項による預け入れが各返済日より遅れた場合には、貴行は元利金返済額と損害金の合計額をもって第2項と同様の取扱いができるものとします。
- ④ 元利金の返済を据置く場合、据置期間中は、利払いのみ行うものとします。
- ⑤ 貴行は、この契約に関して借主の負担となる一切の費用について、返済日にかかわらず第2項と同様に、返済用預金口座から払い戻しのうえ、これに充当することができるものとします。

第4条【繰上返済】

- ① 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は毎月の返済日とし、この場合には14日前までに貴行へ通知するものとします。
- ② 繰上返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰上返済日に支払うものとします。
- ③ 借主が繰上返済をする場合には、繰上返済日における貴行所定の手数料を支払うものとします。
- ④ 一部繰上返済をする場合には、第1項から第3項および下表のほか、貴行所定の方法により取扱うものとします。

	毎月返済のみ	増額返済併用
繰上げ返済できる金額	繰上返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計 ①繰上げ返済日に続く加算返済月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の増額返済金額
返済期日の繰上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰上げ返済後に適用する利率は、表記の借入要項の通りとし、変わらないものとします。	

第5条【利率の変更】

- ① 金利については、別途、金利変更に関する契約（借入利率に関する特約書）を締結するものとします。
- ② 借入利率は、貴行の短期プライムレート（以下、「基準金利」という。）を基準とする貴行所定の利率とし、基準金利の変更に伴って、その変更幅と同一幅で引き上げ、または引き下げるものとします。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により、この短期プライムレートを廃止した場合には、貴行は基準金利となる金利を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
- ③ 第2項による借入利率の変更日は、基準金利の変更日後最初に到来する返済日の翌日とします。
- ④ 第2項による利率の変更にあたっては、書面による通知を不要とし、あらかじめ変更の内容をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

第6条【担保】

- ① 借主の信用不安、担保価値の減少等この契約による債権の保全を必要とする相当の事由が生じ、貴行が相当期間を定めて請求をした場合には、借主は貴行の承認する担保もしくは増担保を提供し、または保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。
- ② 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により貴行の承諾を得るものとします。貴行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
- ③ 借主がこの契約による債務を履行しなかった場合には、貴行は、法定の手続または一般に相当と認められる方法、時期、価格等により貴行において担保を取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を貴行の指定する順序により債務の弁済に充当できるものとします。取得金をこの契約による債務の弁済に充当した後に、なお債務が残っている場合には借主は直ちに弁済するものとし、取得金に余剰が生じた場合には貴行はこれを権利者に返還するものとします。

- ④ 借主が貴行に提供した担保について、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって損害が生じた場合には、貴行が責任を負わなければならない事由によるものを除き、その損害は借主が負担するものとします。

第7条【期限前の全額返済義務】

- ① 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行からの通知催告等がなくても、借主は貴行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。
- 1 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - 2 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 3 借主またはその保証人の預金その他貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。なお、その保証人の貴行に対する債権の差押等については、貴行の承認する担保を差し入れる旨を借主が遅滞なく貴行に書面にて通知したことにより、貴行が従来どおり期限の利益を認める場合には、貴行は書面にてその旨を通知するものとします。ただし、期限の利益を喪失したことに基づきすでになされた貴行の行為については、この効力を妨げないものとします。
 - 4 所在不明となり、貴行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき
 - 5 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき
- ② 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行からの請求によって、借主は貴行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。なお、貴行の請求に際し、貴行に対する債務を全額支払うことにつき支障がない旨を借主が遅滞なく貴行に書面にて通知したことにより、貴行が従来どおり期限の利益を認める場合には、貴行は書面にてその旨を借主に通知するものとします。ただし、期限の利益を喪失したことに基づきすでになされた貴行の行為については、その効力を妨げないものとします。
- 1 借主が貴行に対する債務の一部でも遅滞したとき
 - 2 担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき
 - 3 借主がこの特約条項その他貴行との取引約定に違反したとき、または第17条に基づく貴行への報告に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき
 - 4 前各号のほか貴行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- ③ 第2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が貴行からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

第8条【反社会的勢力の排除】

- ① 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他、これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 5 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準ずる行為
- ③ 借主または保証人が、第1項各号の一つにでも該当し、もしくは第2項各号の一つにでも該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合、借主は貴行から請求があり次第、貴行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。なお、第7条第3項の事由によりこの請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
- ④ 第3項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。

第9条【銀行からの相殺】

- ① 貴行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第7条および第8条によって返済しなければならないこの契約による借主の債務全額と、借主の貴行に対する預金、定期積金、その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。なお、この相殺をするときは、書面により借主に通知するものとします。
- ② 貴行が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金、その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期積金規定等の定めによります。

第10条【借主からの相殺】

- ① 借主は、期限の到来している借主の預金、定期積金、その他の債権とこの契約による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- ② 借主が第1項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は各返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第4条に準ずるものとします。この場合、14日前までに貴行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、定期積金、その他の債権の証書、通帳は届出の印鑑を押印して直ちに貴行に提出するものとします。
- ③ 借主が第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金、その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期積金規定等の定めによります。

- ④ 本条による相殺計算の結果、借主の債権に残余金（1回の元金返済額に満たない端数金を含む）が生じたときは、借主は、その残余金を返済用預金口座へ入金する方法により返還を受けることとします。

第11条【債務の返済等にあてる順序】

- ① 貴行が相殺をする場合に、借主にこの契約による債務のほかにも貴行に対し直ちに返済しなければならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、貴行は債権保全上必要と認められる順序により充当し、これを借主に通知するものとします。この場合、借主は、その充当に対して異議を述べないものとします。
- ② 借主から返済または第10条により相殺をする場合、この契約による債務のほかにも貴行に対して債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、借主が充当する順序を指定することができます。なお、借主が充当の順序を指定しなかった場合は、貴行が適当と認める順序により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。
- ③ 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、第2項の借主の指定により貴行の債権保全上支障が生じるおそれがある場合は、貴行は遅滞なく異議を述べたうえで、相当の期間内に担保・保証の状況等を考慮して、貴行の指定する順序により充当することができるものとします。この場合、貴行は借主に充当の順序、結果を通知するものとします。
- ④ 第2項のなお書または第3項によって貴行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来したものとして、貴行はその順序方法を指定することができるものとします。

第12条【印鑑照合】

貴行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、貴行は責任を負わないものとします。

第13条【費用の負担】

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- 1 （根）抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
- 2 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用
- 3 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用
- 4 この契約（変更契約を含む）に基づき必要とする手数料、印紙代

第14条【費用の自動支払】

第13条により借主が貴行に支払う費用のほか、貴行を通じて、貴行以外の者に支払う費用については、第1条第2項と同様に、貴行は返済用預金口座から払い戻しのうえ、その支払にあてることができるものとします。

第15条【危険負担、免責事項等】

- ① 借主が貴行に提出した証書その他書類等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、借主は貴行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、貴行が請求した場合には、借主は直ちに代りの証書等を提出するものとします。この場合に生じた損害については、貴行の責めに帰すべき事由によるものを除き、借主が負担するものとします。
- ② 借主が貴行に提供した担保について前項のやむをえない事情によって損害が生じた場合には、その損害について、貴行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主が負担するものとします。
- ③ 貴行が、証書等の印影、署名を、借主の届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書、印章、署名について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は借主の負担とし、借主は証書等の記載文言にしたがって責任を負うものとします。
- ④ 借主に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分等に要した費用、および借主の権利を保全するために借主が貴行に協力を依頼した場合に要した費用は、借主の負担とします。

第16条【届出事項の変更、成年後見人等の届出】

- ① 借主は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他の銀行に届け出た事項に変更があった場合、または、借主について家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人が選任された場合、ならびに借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときには、直ちに書面により銀行に届け出るものとします。
- ② 借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が貴行からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により通知または送付書類が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとします。

第17条【報告および調査】

- ① 借主は、貴行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また、調査に必要な便益を提供するものとします。
- ② 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、貴行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。
- ③ 借主又は保証人の財産の調査について貴行が必要とするときは、貴行を借主または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍謄本、改正原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。

第18条【返済延滞時の回収業務委託】

借主は、その返済が延滞した場合には貴行が返済金の管理回収について法務大臣の許可を得たサービサー会社に委託することに同意します。

第19条【債権、権利の譲渡】

- ① 貴行は、将来この契約による債権および権利を他の金融機関等に譲渡（以下、信託を含む。）することができるものとします。
- ② 第1項により債権が譲渡された場合、貴行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下、信託の受託者を含む。）の代理人になることができ、借主は貴行に対して、従来どおり、表記の返済方法によって毎回の元金返済額を支払い、貴行はこれを譲受人に交付することができるものとします。

第20条【個人情報の取扱いに関する同意】

借主は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

第 21 条【個人情報センターへの登録】

- ① 申込者は、下記の個人情報（その履歴を含む）が貴行が加盟する個人情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

登 録 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等、本契約の内容、およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年を超えない期間
銀行および保証会社が加盟する個人情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から 1 年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から 7 年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から 5 年を超えない期間
与信自粛申出、その他本人申告情報	本人から申告のあった日から 5 年を超えない期間

- ② 申込者は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

第 22 条【合意管轄】

この契約について紛争が生じた場合には、貴行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第 23 条【準拠法】

借主および貴行は、この契約書に基づく契約基準法を日本法とすることに合意するものとします。

第 24 条【規定の変更】

- ① 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更できるものとします。
- ② 銀行は、第 1 項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以 上